

公益社団法人宇和島青年会議所 会員資格に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、本会定款第2章により本会会員の資格に関する事項を規定したものである。

第2章 入会に関する事項

(入会申込書の提出)

第2条 入会希望者は正会員2名の推薦を受け、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(推薦者)

第3条 推薦者は入会后1年を経過し推薦月までの過去1年間、例会及び委員会の出席率がそれぞれ60%以上の正会員でなければならない。

(推薦者の責任)

第4条 推薦者は入会希望者の推薦書を作成し、記名押印の上、会員開発委員会を経て理事会に提出する。

- 2 推薦者のうち1名は理事会の審議に出席し、当該入会申込者の紹介をする責任を負うものとする。
- 3 入会申込者の推薦をなした2名の会員は、当該入会申込者が入会許可を受けた年度及び翌事業年度1年間に限り、会費納入の義務につき連帯の責任を負う。
- 4 当該入会申込者が本会の正会員である期間、各種会合に対する出席の保証及びその出所進退につき責任を負うものとする。

(入会審査)

第5条 入会希望者に対して、会員開発委員会は入会面接を実施し、入会資格の適否を審査した上で、その結果を理事会に報告する。

(理事会の承認)

第6条 理事会は、会員開発委員会からの入会に関する審査結果に基づき入会の可否を決定する。

2 承認決議は無記名投票によって行う。

3 投票の結果、出席理事の3分の2以上の同意を得たものを入会者と認める。

4 入会の可否を、会員開発委員会は推薦者並びに入会希望者に通知する。

(入会の確定)

第7条 入会を承認された者は、入会金（又は入会手数料）及び会費の納入が完了し、例会に出席して、理事長より入会の認承認、徽章を伝達されて初めて入会が確定する。

第4章 休 会

(休会の申出)

第8条 正会員は原則として3ヶ月以上1年以内の長期にわたって会員としての活動が出来ないと思われる時は所定の休会届を提出し、理事会の承認を得て休会することができる。

(休会中の権利及び義務)

第9条 休会中は正会員として有する権利、及び出席の義務は停止される。但し、会費は徴収する。

(休会中の会費の免除)

第10条 長期海外滞在、病気療養者が6ヶ月以上1年以内上記の理由により休会する場合は、理事会の決議により会費を免除することもできる。期間が延びるようであれば上限の1年以内に理事長まで届出なければならない。

(休会届)

第11条 休会を申し出ようとする者は、所定の休会届を理事長に提出しなければならない。

第4章 資格の喪失

(退会)

第12条 退会届を提出することで、いつでも退会することができる。但し、当会議所に対

して金銭上その他の責任を果していなければならない。

(出席義務未履行者)

第13条 別に定める規程にて、出席義務を履行しない正会員は会員の資格を失う。

(会費未納者)

第14条 年会費を所定の納期までに納入しない会員は、理事会の以下の手順を経て、会員の資格を失う。

(1) 総務委員長は会費納入期日後最近に行われる理事会に会費未納会員を報告する。

(2) 理事会は直ちに事務局を通じて該当会員及び推薦会員の2者に文書で会費納入の督促を行わせる。

(3) 前号の督促後なお3ヶ月以上納入しない場合は、理事会の決議により会員の資格を失う。

(弁明の機会)

第15条 前条に該当するとされた会員は、総会において異議の申し立てをなすことができる。

(出席義務)

第16条 出席義務については別に規定を設ける。

(請求権の消滅)

第17条 定款第11条により、何らかの理由で退会又は除名された時同会員は公益社団法人宇和島青年会議所の名称、徽章、会旗を使用してはならない。加えて本会議所財産に対する請求権は消滅する。

附則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則 (平成31年3月26日改正)

- 1 全面改正し、平成31年3月26日から実施する。